

2015年10月1日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

平成27年台風第21号により被害を受けられた被災者への 10月の視聴料等の免除について

平成27年台風第21号により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる80社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、平成27年台風第21号による被害により、9月28日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、10月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【沖縄県】

八重山郡与那国町（やえやまぐんよなぐにちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上